様式第２号（第８条関係）

能代市地域活動支援センター事業利用決定等通知書

記号及び番号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

能代市長

　　　　　年　　月　　日付けで申請がありました能代市地域活動支援センター事業の利用については、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏名 |  |
| 住所 |  | | |
| 利用期間 | | 年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日 | | |
| 利用内容 | |  | | |
| 利用者負担額 | |  | | |
| その他 | |  | | |

　　　　　年　　月　　日付けで申請がありました能代市地域活動支援センター事業については、次の理由により利用できませんので通知します。

|  |
| --- |
| （理由） |

（教示）

１　審査請求について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に能代市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　取消訴訟について

　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に能代市を被告として（訴訟において能代市を代表する者は能代市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合には処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（なお、審査請求をした場合、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。